

○盗品売買等防止団体の承認

第23条

改正 平成26年 3 月 20 日 平成29年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	古物営業法施行規則
根拠条項	第23条
処分の概要	盗品売買等防止団体の承認
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	古物営業法施行規則第22条（盗品売買等防止団体に係る承認の申請）
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	2月
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室